

令和8年熊本地震に伴う市営住宅の一時入居者募集（第3回）について

このたび地震で被災された方を対象として、宇土市営住宅の一時（原則6カ月）入居者募集（第3回）を行います。

1 対象者

宇土市に在住し、以下の①～③のいずれかの条件を満たす方。

- ①令和8年熊本地震により住宅が「半壊」以上※の被害を受け引き続き住むことが出来なくなった方
- ②令和8年熊本地震により借家等に被害を受け、借家等の所有者が修理を実施せずに居住を継続することが困難になった方。
- ③令和8年熊本地震により借家等に被害を受け、借家等の所有者から修理等のため退去を求められた方。

※「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」が対象です。

2 募集する住宅

- ・入地団地 7戸
- ・境目団地 1戸
- ・西原団地 1戸
- ・袋内団地 3戸
- ・旭団地 3戸
- ・新町団地 5戸

※ 詳細は別紙「一時使用募集の対象住戸一覧」をご覧ください。

3 入居にあたっての条件

- ①入居期間 原則、6か月以内
必要に応じ延長可能（最長1年間）
- ②家賃 免除
- ③駐車場使用料 免除（駐車場使用は1戸1台まで。境目・袋内・旭団地は駐車場なし。）
- ④敷金 免除
- ⑤共益費 入居者負担
- ⑥光熱水費 入居者負担
- ⑦連帯保証人 不要
- ⑧退去時修繕 不要（ただし、入居者の過失による破損は入居者負担）

4 申請受付

（1）郵送で申請の場合

- ①日時 令和8年10月22日（木）必着
- ②宛先 〒869-0492 宇土市浦田町51番地
宇土市建設部都市整備課建築住宅係 宛 郵送

（2）持参で申請の場合

- ①日時 令和8年10月9日（金）～令和8年10月22日（木）
- ②場所 宇土市浦田町51番地
宇土市役所庁舎2階 都市整備課建築住宅係 まで持参

5 申請時の提出書類

①宇土市営住宅一時使用許可申請書

②誓約書

③『り災証明書』※

または

『借家等の所有者から入居者向けに発出された退去依頼文書等』

④1階の部屋を希望の場合は、次の(ア)(イ)のいずれかが必要です。

(ア)階段昇降が困難であることがわかる医師の診断書

(イ)下肢障がい等で階段昇降が困難であることがわかる身体障がい者手帳の写し

※申請時にり災証明書が提出できない場合は、後日提出で構いません。

ただし、令和8年10月22日（木）までに提出願います。

6 申請時の注意事項について

①申請は1世帯1通に限ります。

②申請者本人が住戸の名義人（使用許可者）となります。

③申請書等の書類の記載に際しては、記入漏れがないようにしてください。

④申請書や提出書類等は、後日提出される不足書類を含め、一切返却しません。

⑤本募集案内文書「令和8年熊本地震に伴う市営住宅の入居者募集について」をよくご覧のうえ、対象者の資格がある方のみ申請してください。

⑥以下に当てはまる場合は、市営住宅への入居はできません。

- ・住宅内で営業活動をする場合（申請にて許可を受けた場合を除く）
- ・住宅内で円満な共同生活を営み得ない場合
- ・申請者又は同居親族が暴力団員である場合

7 申請の無効について

次のような場合は、申請を無効とします。

- ・申請者を変えて二重申請があったとき。（申請は1世帯1通に限ります。）
- ・対象者の資格を有していないとき。
- ・申請書に必要事項が記載されていないとき。
- ・申請書に不正、虚偽の記載があったとき。
- ・家族を不自然に分離して申請があったとき。
- ・申請者又は同居親族が暴力団員と判明したとき。

8 入居者選考

複数の申込があった住戸については、厳正な抽選のうえ、入居の可否を抽選対象者に連絡します。

【抽選日時】令和8年10月23日（金） 10：00

【抽選結果の連絡】

令和8年10月23日（金）以降に、申請書に記載された電話番号に順次ご連絡いたします。

9 入居後の諸注意

(1) 住民票の異動について

入居後は申請した全員の住民票を直ちに入居した団地に異動してください。

(2) 対象者に該当しないことが判明した場合の明け渡しについて

入居後に損害の程度が半壊以上でない等の状況が判明した場合など、使用許可の条件を満たさない場合は、使用期間中の家賃、駐車場使用料を徴収するとともに、速やかな明け渡しと原状回復を求め、必要に応じて修繕費を負担していただきます。

(3) 禁止行為について

市営住宅は本来、賃貸形式の住宅団地です。上層、下層、右隣、左隣に多くのご家族が生活されていますので、次の禁止事項を遵守してください。

①犬、猫、鳩、にわとり、オウム等、住宅を損傷させたり、他人の迷惑になる恐れのある動物の飼育禁止（ただし、身体障害者の補助犬は除きます。）

②住宅の用途以外の使用、騒音など他人に迷惑をかける行為等の禁止

(4) 駐車場について

収容台数に限りがありますので、駐車場の使用は1戸当たり1台といたします。なお、境目団地・袋内団地・旭団地に駐車場はございません。

(5) 暴力団排除について

申請者又は同居親族が暴力団員であることが判明した場合は、住宅を明け渡していただくことになります。また、入居後に新たに同居させようとする方が暴力団員である場合は、同居は認められません。

(6) 市営住宅の設備について

今回の地震により水道設備や外構等が被災しており、今後の復旧作業の中で、断水や交通規制を行う可能性があります。ご了承ください。

【お問い合わせ先】 宇土市 建設部 都市整備課 建築住宅係

所在地：宇土市浦田町51番地 宇土市役所庁舎2階 電話：0964-27-3332